

令和5年5月30日

赤穂市立赤穂西中学校
保護者の皆様

赤穂市立赤穂西中学校
校長 杉山 建一

学校感染症に係る出席停止後の登校許可証明書の取扱について

初夏の候、保護者の皆様にはますますご健勝のことと存じます。

平素は本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきましては、これまでも厚生労働省、文部科学省ともに廃止の方向性が示されております。赤穂市立小中学校におきましても、赤穂市医師会との検討の結果、日本学校保健会の示す「出席停止の基準」をお守りいただいた上で、学校感染症にかかる出席停止後の登校再開時に「登校許可証明書」の提出を不要とすることといたしました。

従いまして、主治医の指示のもと、各家庭でお子様の様子を十分観察いただき、感染症からの回復後、登校させていただきますようお願いいたします。

記

留意事項

- 1 お子様の体調不良や感染症が疑われるときは、登校を見合わせ、必ず医療機関を受診してください。受診後は学校と体調等の情報共有を図るため、必ず学校にご連絡をお願いします。
- 2 感染症と診断された場合は、主治医の指示に従い、決められた期間は自宅療養してください。また、その期間が終了しても体調が思わしくない場合は、その旨学校にご連絡ください。
- 3 主治医の指示による自宅療養期間については、欠席とはせず、出席停止の取扱とします。なお、上記のとおり、登校再開の際には「登校許可証明書」等の提出は不要となります。
- 4 裏面の学校感染症と出席停止の基準一覧（参考：「学校において予防すべき感染症の解説」）をご確認いただき、医師の診断結果を学校にお知らせいただく際の参考としてください。
※新型コロナウイルス感染症は発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでとされています。

【学校感染症】

表4 出席停止の基準

分類	病名	出席停止の基準	
第1種	(※)	治癒するまで	
第2種	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日(幼児3日)が経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	
	風しん	発疹が消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで	
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで		
第3種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	細菌性赤痢	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	腸チフス	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	パラチフス	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	流行性角結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	その他 の 感 染 症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
		ウイルス性肝炎	A型・E型: 肝機能正常化後登校可能 B型・C型: 出席停止不要
		手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
		伝染性紅斑	発疹(リンゴ病)のみで全身状態が良ければ登校可能
		ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
		感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症)	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
アタマジラミ	出席可能(タオル、櫛、ブラシの共用は避ける)		
伝染性軟属腫(水いぼ)	出席可能(多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける)		
伝染性膿痂疹(とびひ)	出席可能(プール、入浴は避ける)		

※第1種学校感染症: エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(H5N1)